

2008.12.10 第296回定例会 反対討論 日本共産党 野村節子

栃木県議会議員の費用弁償等に関する条例の一部改正たいする反対討論

議第一号、「栃木県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について反対の立場から討論します。

この一部改正議案は、現行の1日1万1500円支給をあらため、ガソリン代実費と公務諸費1日3千円の支給に切り換えるもので経費の上では約5割減額です。私は、減額することは良しとしますが、問題は県民から求められた「見直し」に応えたといえるかどうかです。残念ながら不十分といわなければなりません。県民の率直な疑問は、「議員は毎月報酬をもらい、政務調査費も受け取っている。その上、会議に出るたびに費用弁償をもらうのは二重取り、三重取りではないか」と言うことでした。単に「経費がかかりすぎるから減額せよ」という話ではないのです。各派各議員におかれましては、もう一度、この点をよく考えていただきたいのであります。私に寄せられた県民の意見の大多数は「交通費実費支給は理解できる。でも三千元はいったい何なの」ということです。その積算根拠について議会活性化検討会では「登庁して調査したり電話したりする経費」として提案され、「それ以上の説明はできない」「説明する必要はない」という意見さえありました。これでは「二重取り」という指摘に答えられないばかりか、説明責任を放棄するものです。県民に信頼してほしいといっても無理な話ではないでしょうか。

もう一点、いま県民生活に降りかかっている景気悪化と生活苦の現状をみるなら、議員は自ら経費節減を率先しておこなうべきです。今回の一部改正は金額にして2,500万円ほど削減になります。しかし三千元の公務諸費をなくせば、3,600万円の削減になり、その差1千万円です。これを県民のために回かせないのがなんとも残念です。

この一部改正案は本日より適用されるとのことで、早期実施は私が強く要請したことでもあり、その決断は評価しますが、私は説明不能の3千円の「公務諸費」をなくすまで、さらなる改正を求めていく決意をのべ、反対討論といたします。